

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る施設基準等

当院は、厚労大臣の定める入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）の適合病院です。

（食 第1322号 平成20年12月1日）

食事については管理栄養士が管理にあたり、適切な時間に適切な温度で提供させていただきます。

配膳時間 朝食：7時 昼食：12時 夕食：18時以降

又、週に1回複数のメニューから好みの食事が選択できる選択メニューを行っております。当該サービスに関しては特別な自己負担はありません。